

令和 7 年度第 2 回市川市男女共同参画推進審議会 次 第

日 時： 令和 7 年 10 月 9 日(木)

午前 10 時～

場 所：市川市男女共同参画センター

6 階 研修室 F

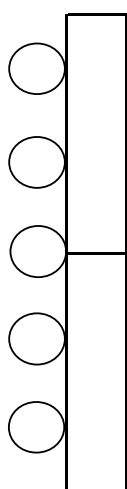
1 議題

- (1) 男女共同参画にかかる基本計画の策定について

令和7年度 第2回市川市男女共同参画推進審議会 席次表

令和7年10月9日（木）午前10時～
男女共同参画センター 6階 研修室 F

【傍聴席】



友松 委員



成嶋 委員



保戸田 委員



松尾 委員



松原 委員



関 委員



柴田 委員



佐野 委員



大野 委員



上田 委員



【副会長】



丸谷 委員

【会長】

【事務局】

西澤主任



牧野副主幹



島添主幹



石川課長



出入口



様式第4号（第17条関係）

委員名簿

審議会等の名称：市川市男女共同参画推進審議会

氏名	所属・役職	選出区分
新井 香津美	市川市保健推進員	保健分野
上田 智子	聖徳大学 准教授	学識経験者
大野 京子	市川市医師会 副会長	医療分野
川俣 興一	市川市立第七中学校 校長	教育分野
佐野 典行	昭和学院短期大学 事務長	教育分野
柴田 剛	市川公共職業安定所 業務部長	労働分野
関 淳市	千葉地方法務局市川支局 民事専門官	人権分野
友松 千賀	弁護士	法律分野
成嶋 千紘		市民公募
福本 明日香		市民公募
保戸田 悠菜	市川青年会議所 副理事長	労働分野
松尾 順子	市川市社会福祉協議会	福祉分野
松原 いつ子	市川人権擁護委員協議会 副会長	人権分野
丸谷 充子	和洋女子大学 教授	学識経験者
山極 記子	市川商工会議所 理事・事務局長	労働分野

※令和7年8月20日現在

【所管課】

総務部 ダイバーシティ推進課

（内線：2293）

市川市男女共同参画ウィズプラン (素案)

(令和8年度～令和12年度)



令和7年10月
市川市

目 次

第1章 市川市男女共同参画ウィズプランの策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 基本理念	
第2章 男女共同参画社会について	6
1 国連の取組	
2 国の取組	
3 県の取組	
4 市川市の取組	
第3章 市川市の現状と課題	10
1 現状と課題	
第4章 計画の組み立てについて	12
1 計画の構成について	
2 事業選定の考え方	
3 指標について	
4 計画の見方	
5 体系図	
第5章 計画の内容	18
基本目標Ⅰ あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現	
個別課題1 理想のライフスタイル(ワーク・ライフ・バランス)の実現	
個別課題2 政策・方針決定過程への女性の参画	
個別課題3 防災・復興における男女共同参画	
基本目標Ⅱ 暴力で苦しむことのない社会の実現	34
個別課題4 暴力を許さない社会の実現	
個別課題5 被害者等支援の充実	
基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現	44
個別課題6 多様性を認め合う社会の実現	

個別課題7 健やかな生活を続けることができる社会の実現

成果指標一覧

参考資料 ※関係法令、年表、用語説明を掲載予定

第1章 市川市男女共同参画ウィズプランの策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)とされています。

現在の社会状況は、進行する少子高齢化や国際化、家族の在り方や就労形態の多様ななど、生活のあらゆる面で急速に変化しています。

こうした社会構造の劇的な変化の中で、すべての市民が互いに人権を尊重し、能力を発揮し、生き生きと生活していくためには、より一層、男女が共に様々な分野で活躍し、積極的に参画していける社会づくりが必要です。

このような社会づくりを目的として、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市川市男女共同参画ウィズプラン(基本計画、以下「本プラン」)を策定するものです。

「ウィズ」は、「男女ともに」「老いも若きも」すべての人がともに、という意味が込められており、男女共同参画を推進する上での拠点施設「市川市男女共同参画センター」の愛称でもあります。



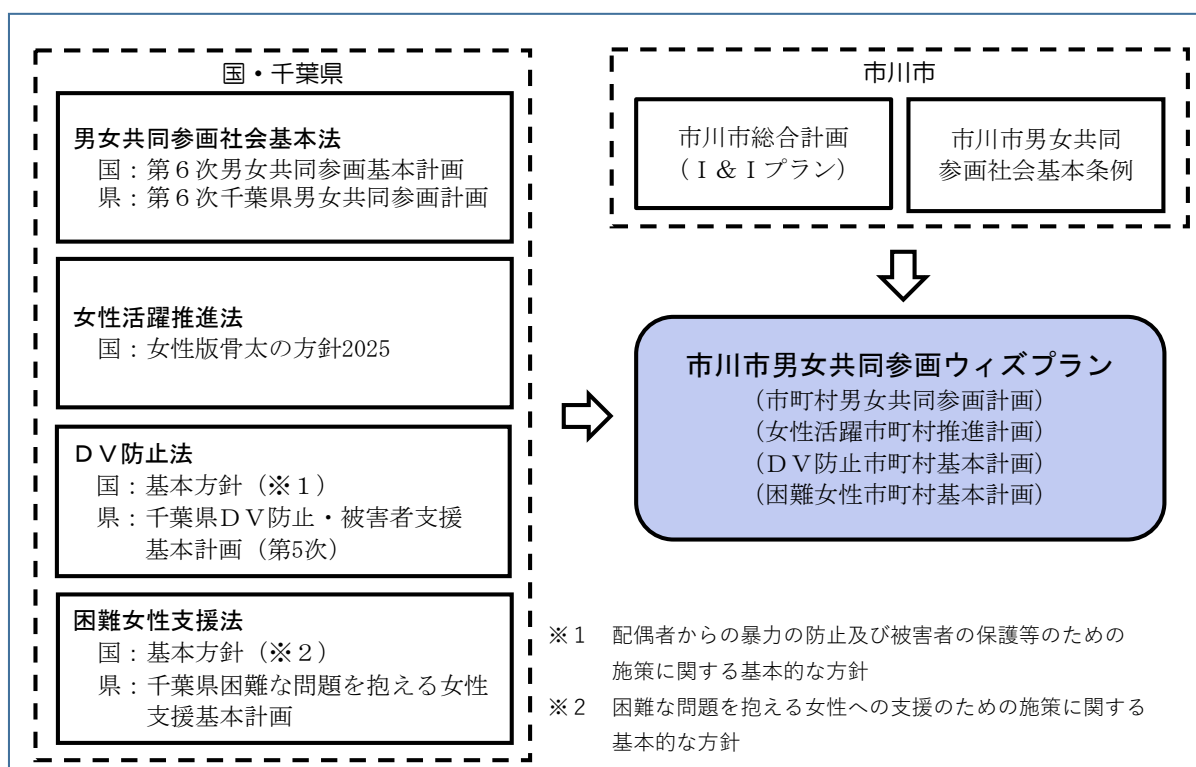
▲市川市男女共同参画センター
「ウィズ」のシンボルマーク

2 計画の位置づけ

○本プランは、市川市男女共同参画社会基本条例第 8 条の規定に基づく「基本計画」であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

○本プランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」の一部を兼ねるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」、並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」の一部を兼ねるものとします。

○本プランは、「市川市総合計画」との整合性を図りながら、施策を推進するものです。

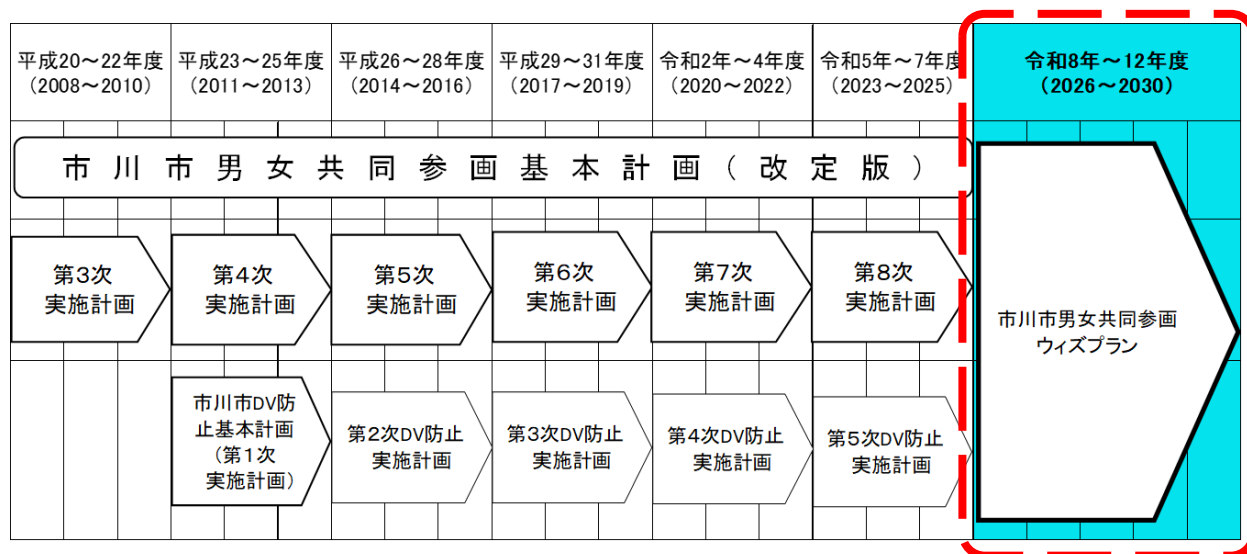


※本プランでは、関連法規を以下の略称で記載します。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ⇒ 女性活躍推進法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ⇒ DV 防止法
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ⇒ 困難女性支援法

3 計画の期間

本プランの期間は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。



4 基本理念

市川市男女共同参画社会基本条例に基づき、

「性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認め合いながら
対等な立場で参画でき、誰もが安心して暮らせる社会を実現する。」

ことを基本理念とし、男女共同参画を推進します。

第2章 男女共同参画社会について

1 国連の取組

- 1970(昭和50)年 女性差別をなくす世界的な取組の中で、「国際婦人年」が提唱され、「世界行動計画」が採択され、1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までの10年間を「国連婦人の10年」と定められました。
- 1979年12月 女子差別撤廃条約が採択（1981年9月発効）されました。この条約に基づき、女子差別撤廃委員会は毎年開催されています。
- 1985年7月 国連婦人の10年最終年世界会議が開催されました。
- 2010年 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関である「UN Women」が設立されました。
- 2005年から5年ごとに女性の地位向上委員会が開催され、国連社会理事会へ、勧告・報告・提案等を行っています。

2 国の取組

- 1975(昭和50)年 総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、1977(昭和52)年には「国内行動計画」を策定しました。
- 1985(昭和60)年には「女子差別撤廃条約」が批准されました。
- 1987(昭和62)年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1996(平成8)年には、「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画－男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 1999(平成11)年 「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌2000(平成12)年、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が定され、2026年4月に第6次計画の開始となります(予定)。
- 2005(平成17)年 5年間の基本方針と施策をまとめた「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。その中で2020(平成32)年末までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするなどの数値目標の設定がされま

した。

- 2015(平成27)年「女性活躍推進法」が10年の時限法で施行されましたが、10年延長されることが閣議決定されました。
- 2023(令和5)年 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養(かんよう)し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。
- 2024(令和6)年 日常生活又は社会生活を営むに当たり困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、「困難女性支援法」が制定されました。
- 2026(令和8)年4月より、独立行政法人男女共同参画機構法の施行にあわせ男女共同参画基本法の改正も予定されています。国立女性会館の機能強化に合わせ、地方自治体の男女共同参画センターが「関係者相互間の連携と共同を促進するための拠点」として位置付けるものです。

3 県の取組

- 千葉県においては、1996(平成8)年に男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」(1996(平成8)年度～2000(平成12)年度)が策定されました。
- 2001(平成13)年には、「千葉県男女共同参画基本計画」が策定され、2026年4月に第6次計画の開始となります(予定)。
- 2023(令和6)年 男女共同参画の推進を含む「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定されました。

4 市川市の取組について

- 1982(昭和57)年 国連、国、千葉県の動きを受けて総務部に「婦人担当室」を設置、1988(昭和63)年、「男女平等社会への市川市行動計画」を策定、1991(平成3)年、男女平等の活動拠点となる「女性センター」を開設しました。

- 1995(平成7)年 社会情勢の変化に伴い、前計画に女性問題は同時に男性の問題でもあるという視点を取り入れた「男女共同参画型社会への市川市行動計画」が策定されました。その後、2002(平成14)年には、「市川市男女共同参画基本計画」が策定されるとともに「市川市男女平等基本条例」が制定されました。
- 2007(平成19)年 2005(平成17)年の国の男女共同参画基本計画策定を踏まえ、「市川市男女平等基本条例」を廃止し、新たに「市川市男女共同参画社会基本条例」を制定しました。
- 2008(平成20)年 前年に市川市男女共同参画社会基本条例を制定したことから、条例との整合性を図るため、市川市男女共同参画基本計画の改定を行いました。
- 2011(平成23)年 市川市男女共同参画基本計画で対応していた DV 対策を、総合的かつ計画的に進めるため、DV防止法に基づき、「市川市DV防止基本計画(第1次実施計画)」を策定し、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を有しました。
- 2019(令和元)年 すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、多様性を尊重する社会を推進するための指針を策定しました。
- 2022(令和4年)2月 誰もが自分らしく生きることができる社会の実現の一助として、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を施行しました。現在は、県内の自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」を締結するとともに、全国のパートナーシップ制度実施自治体で構成される「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、それぞれの自治体で同様の制度を利用している方の転入出に関する手続きの省略を可能としています。
- 2025(令和7)年 犯罪被害者等の権利利益の保護及び早期の回復を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを目的とした、「市川市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。犯罪被害者等からの相談対応や見舞金の支給、二次被害の防止等の啓発活動等を行います。

※巻末に男女共同参画にかかる国内外の動きについて、年表を掲載予定です

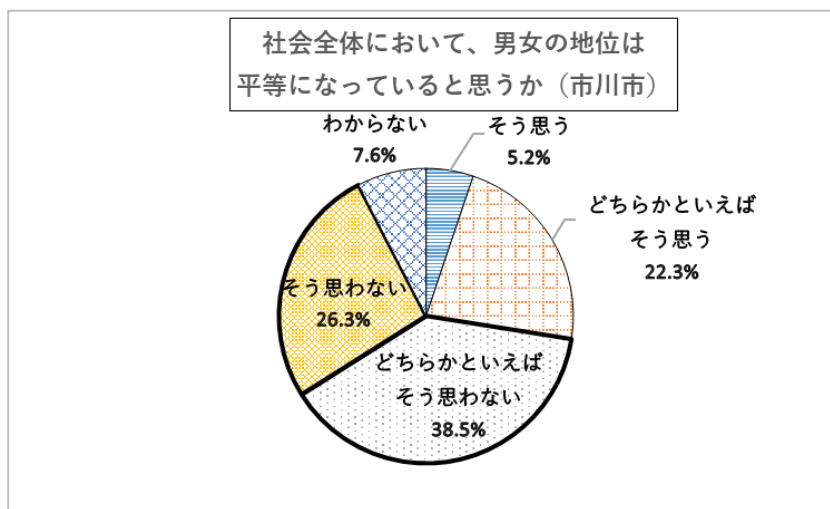
第3章 市川市の現状と課題

1 現状と課題

解消に至っていない男女の地位の不平等感

男女の地位は平等かというアンケートでは、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」との回答割合が半数を大きく上回っており、男女の不平等感の解消に至っていません。

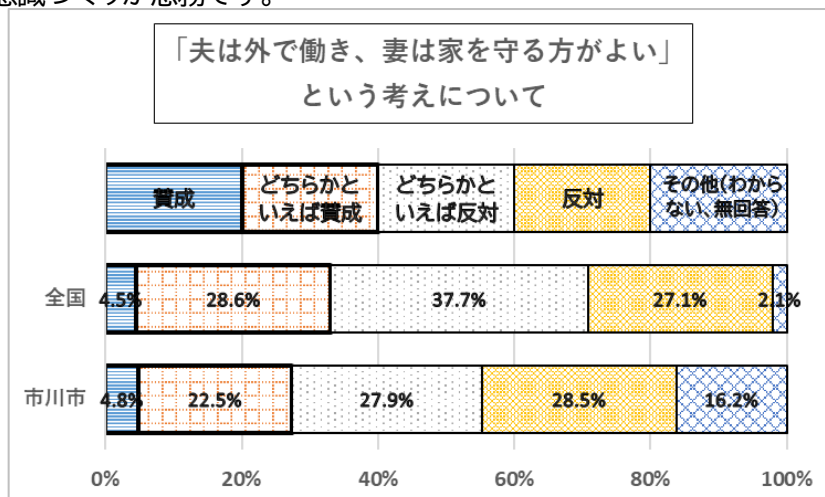
性別による不平等感が少なく、自分の立場が尊重される地域となることが課題です。



出典：令和6年度男女共同参画に関するアンケート

根深い固定的性別役割分担意識

働き方や家族の在り方は変化し続けていますが、アンケートによると「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えの方が30%程度を占めている等、まだまだ固定的性別役割分担意識が残っています。また、「わからない」という回答も一定数あり、様々な場面での男女共同参画への意識づくりが急務です。

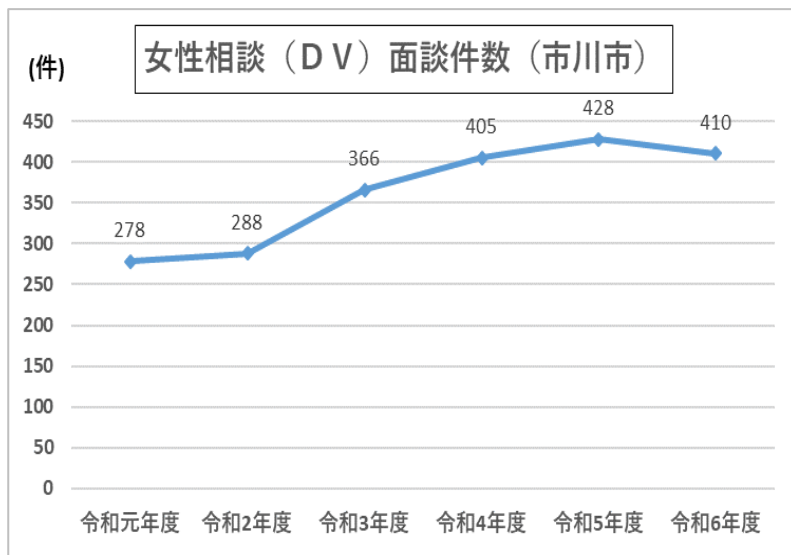


出典：令和6年度男女共同参画に関するアンケート

コロナ禍以降増加した女性相談(DV)面談件数

コロナ禍以降に増加した DV の面談相談の件数は、収束後も変わらずに推移しています。

継続して相談窓口を周知するとともに、相談につながった方への適切なサポートができる体制づくりが引き続き必要となります。

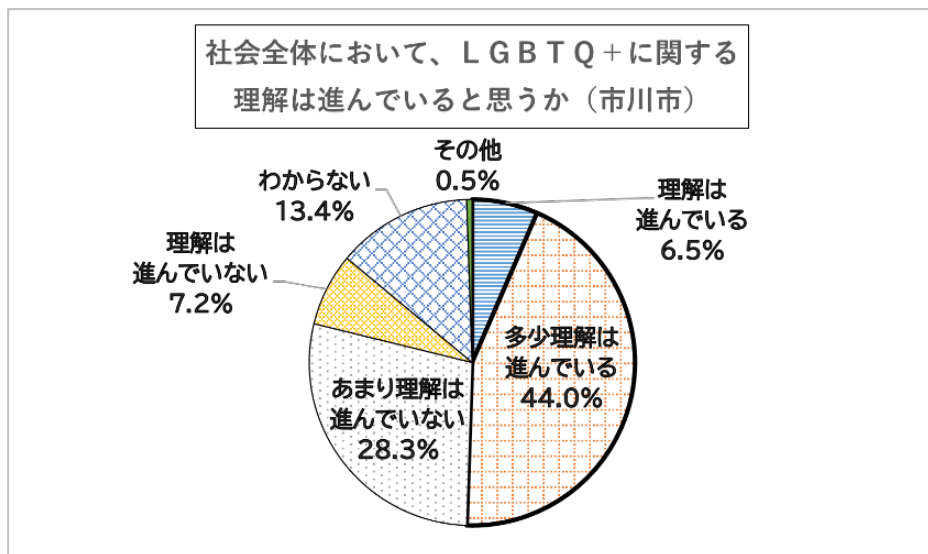


配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数等調査より作成

十分でない「LGBTQ+」の理解度

LGBTQ+に関するアンケートでは、「多少」を含めても「理解は進んでいる」と回答した方は、約半数にとどまりました。

人口に占める割合が8～10%程度といわれている LGBTQ+についての関心を喚起し、理解を促進していく必要があります。



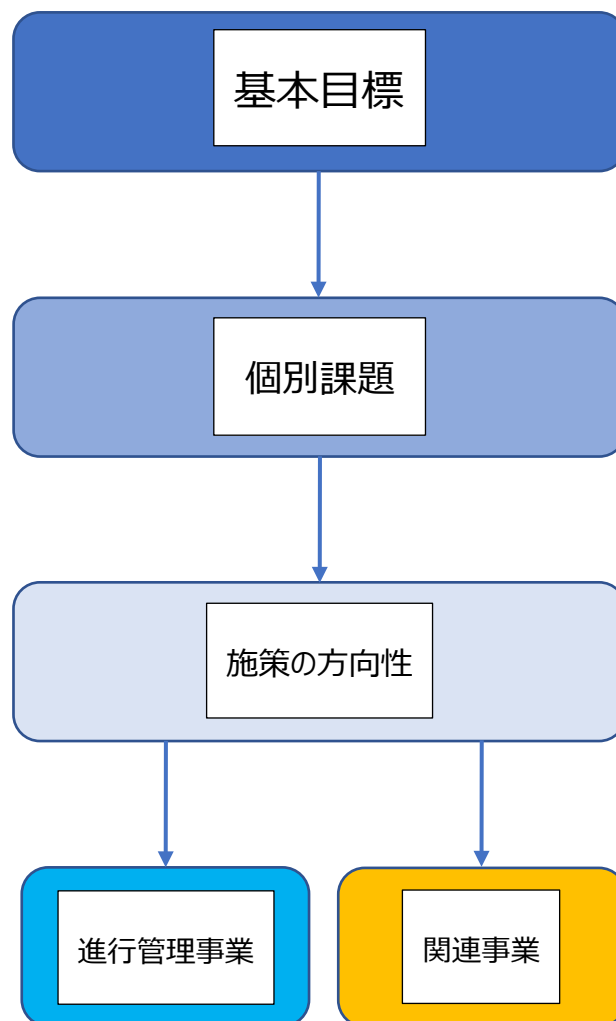
出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

第4章 計画の組み立てについて

1 計画の構成について

基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた3つの「基本目標」を設定しました。それぞれの「基本目標」の実現に向けた課題を、本市の現状や課題を踏まえて7つの「個別課題」に整理し、さらに課題の解消に向けて取り組む際の柱として 14 の「施策の方向性」を定めました。この「施策の方向性」を具体化する手段として事業（「進管理事業」、「関連事業」）を位置づけています。

<計画の構成イメージ>



2 事業選定の考え方

(1) 事業の構成について

計画を推進していくにあたり、①本プランで進行管理していく事業と、②本プランの基本目標等に合致する関連事業を本プランの事業として位置づけ、相互に連携していくことで目標を達成してまいります。

ウィズプラン

進行管理事業について

① 進行管理事業(30事業)

- 評価・検証を毎年度行う
- 結果の報告と公表
- 必要に応じたプランの見直し

毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。

各事業を着実に実行していただくだけでなく、計画実施期間中における男女共同参画の推進に関する社会情勢の変化等、必要に応じて本プランの部分的な修正・更新を行います。

男女共同参画社会の実現を目指し、目標値の達成にとどまらず、積極的に事業を実施していきます。

(一部、目標値を設定することが適さない事業については、目標値を設定しないことがあります。)

関連事業について

② 関連事業(67事業)

- 本プランの基本目標や個別課題等に合致する事業
- 関連する計画において進行管理

関連事業は、本プランに関連する行政計画(関連計画)に位置づけられている事業等のうち、本プランの基本目標や個別課題、施策の方向性に合致する事業です。

これらの関連事業は、関連計画において進行管理していきます。

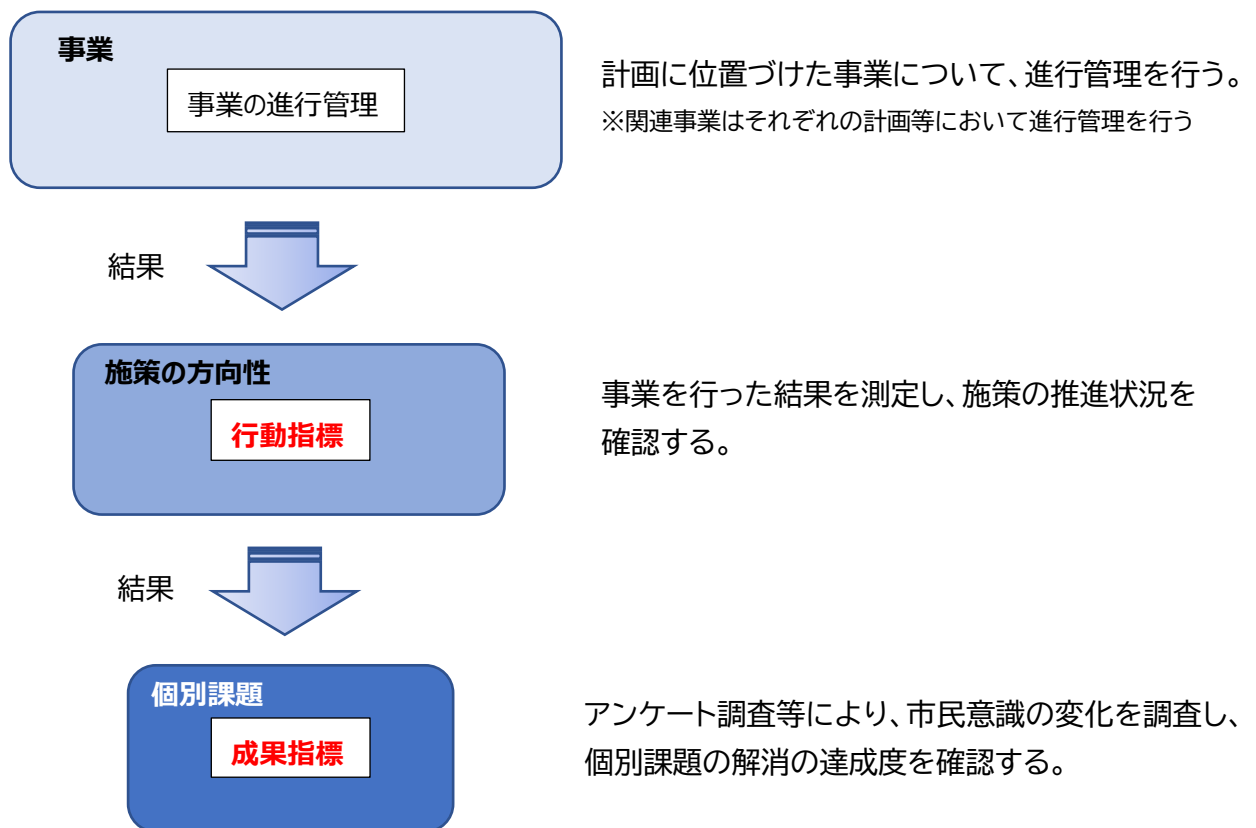
3 指標について

本プランでは、市民意識の変化や事業の達成状況を確認し、目標の達成や課題解消を着実に推進するため、「**行動指標**」と「**成果指標**」の2つの指標を設定しています。

個別課題の解消に向けた施策の推進状況を測るため、事業の実施によりもたらされる結果として、「行動指標」を設定し、毎年の実績により評価します。

また、基本目標の実現に向けて、個別課題の解消の達成状況を測るために、「成果指標」を定め、市民意識の醸成度(社会的変化)を確認します。

<指標のイメージ>



4 計画の見方

○本プランの進行管理事業について、体系図一覧において下記の表記を用いています。

女活 … 女性活躍推進法の実施項目として位置付けている施策の方向性

DV … DV防止法の実施項目として位置付けている施策の方向性

困難 … 困難女性支援法の実施項目として位置付けている施策の方向性

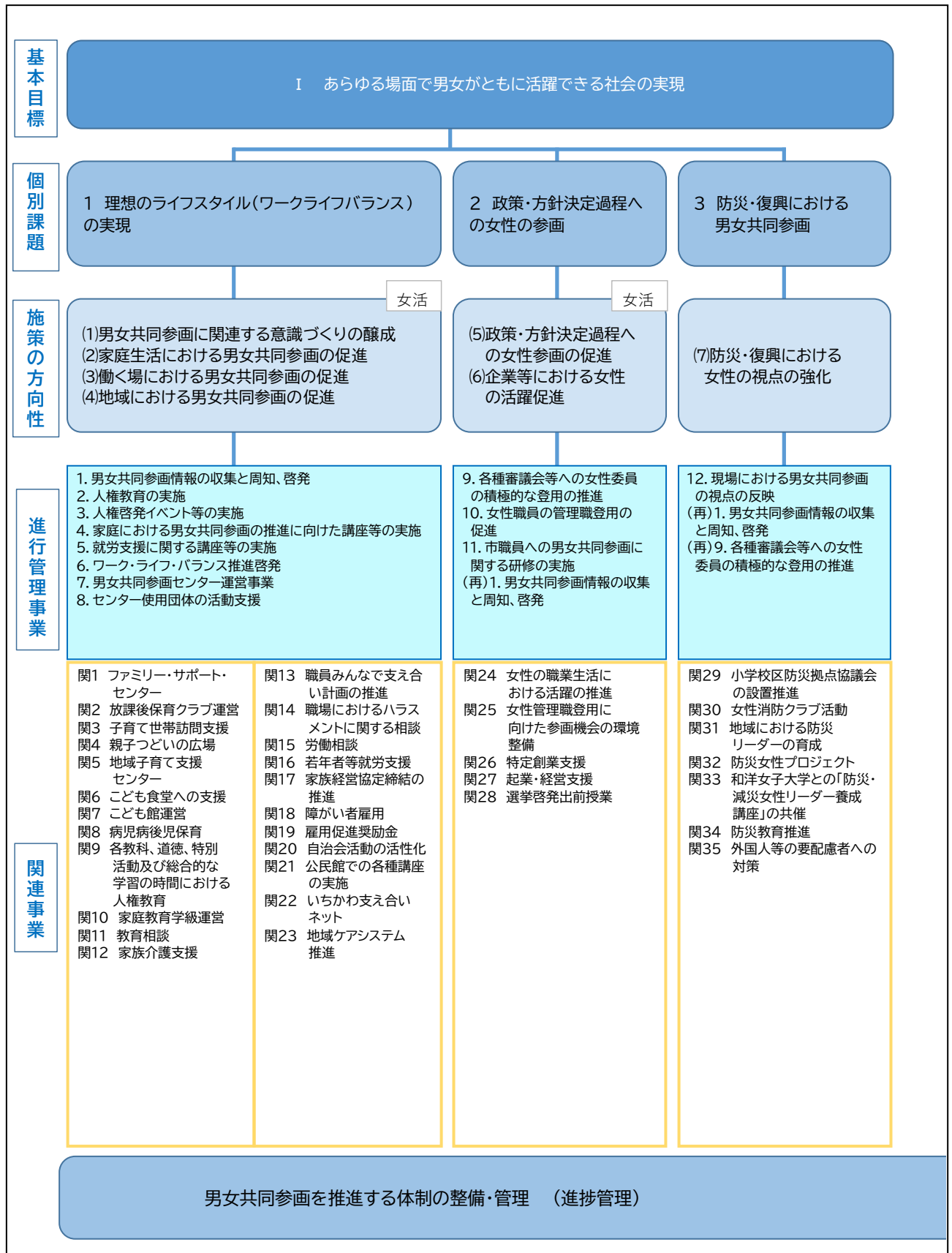
○本プランの評価は目標値と実績からの評価とし、以下のとおり集計を行います。

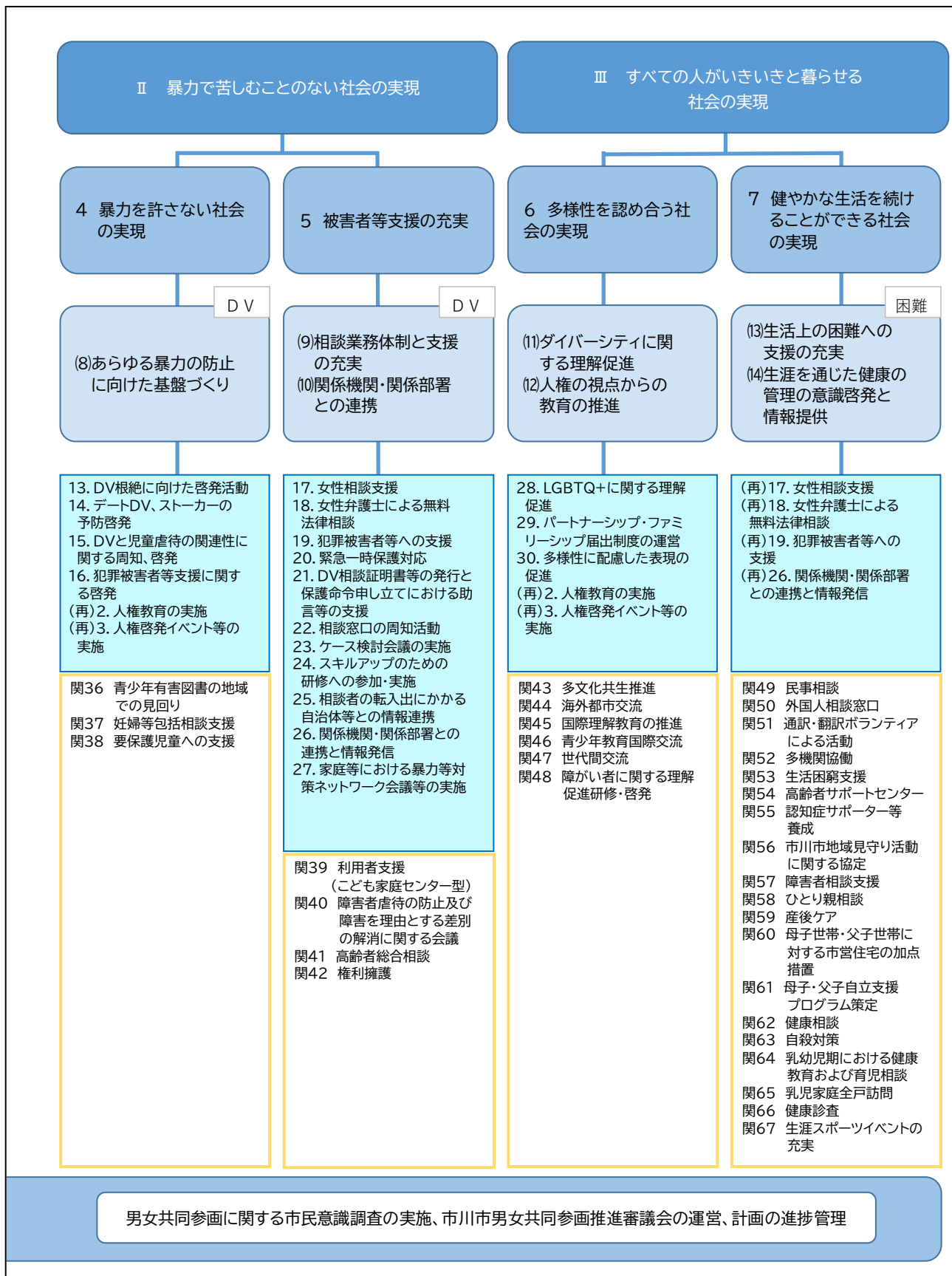
評価項目	内容
成果指標	<u>計画最終年度中に集計</u> を行い、本プランの成果を測定する。
行動指標	<u>毎年集計</u> を行い、必要に応じて計画内容の見直し等を実施する。
進行管理事業の 取組状況	<u>毎年集計</u> を行い、結果の公表や報告を行う。 また、結果についての評価や検証を行う。

○「進行管理事業の取組状況」の評価については、下記の4段階で行います。

□十分達成できた □概ね達成できた □やや不十分だった □不十分だった

5 体系図





第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現

男女共同参画社会の実現には、様々な場面で男女がともに活躍できる社会づくりが不可欠です。

そのためには、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現することによる能力発揮の場の創出や、政策・方針決定過程への女性の参画による多様な意見の反映が必要となります。

また、頻発化、激甚化が進む自然災害への対応についても、女性の視点を活かすことで安心安全な避難所運営や視野の広い防災・復興体制の構築など、大きな効果が期待できます。

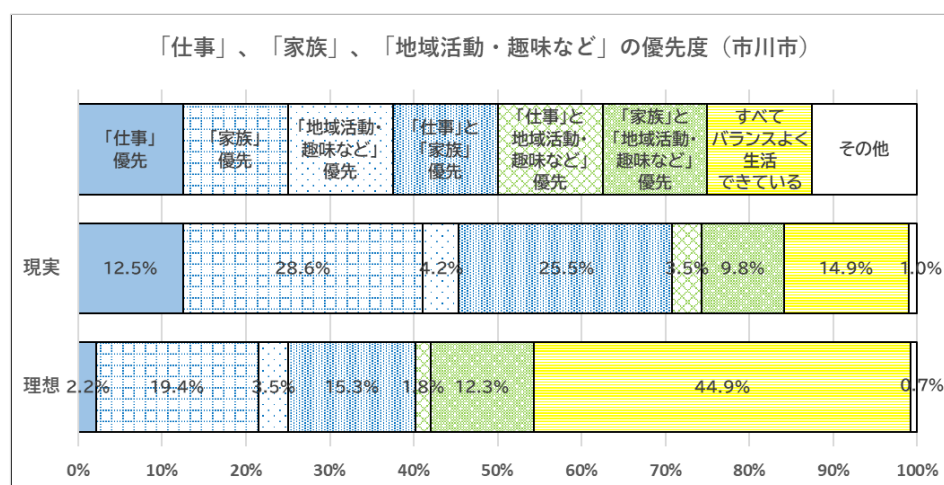
上記を踏まえ、啓発や情報発信等の取組みを進めてまいります。

●個別課題1 理想のライフスタイル（ワーク・ライフ・バランス）の実現

近年、働き方も家庭の在り方も、急速に変化している一方で、家事・育児・介護等の多くを女性が担っています。

仕事や家庭、地域活動や趣味などの、理想のバランスは人それぞれ違うものであり、それぞれの希望するバランスを理解し、尊重し合うことで、誰もがいきいきとした生活を享受することができます。

市民一人ひとりが、希望するワーク・ライフ・バランスで活躍できる社会を目指します。



出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

成果指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
バランスの取れた生活を送れていると思う人の割合		

◇ 施策の方向性

(1) 男女共同参画に関連する意識の醸成

- ・あらゆる場面における男女共同参画を実現するため、その基盤となる市民の意識啓発に努めます。
- ・市民等に対して、男女共同参画の実現に関する具体的な考え方等を周知するため、関連する情報の収集及び発信を行います。

(2) 家庭生活における男女共同参画の促進

- ・固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消や、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現するため、家族の協力体制の構築などを啓発する講座等を実施します。

(3) 働く場における男女共同参画の促進

- ・働く場において男女がともに活躍することができるよう、男性の育児休業等の取得率上昇や異性へのハラスメントの防止などを目指し、講座等による啓発に努めます。

(4) 地域における男女共同参画の促進

- ・地域活動において、男女がともに活躍することができるよう、男女共同参画センターの運営や団体の活動支援を実施します。

行動指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画に関連する講座やイベント等において 内容の理解ができた人の割合		
夫は外で働き、妻は家を守る方が良いと考える人の 割合		
「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合 計して 5 日以上取得した、取得対象となる市の男性 職員の割合		
「年次休暇」の取得が、10日以上市の職員の割合		

進行管理事業一覧

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発				
事業概要	男女共同参画の推進に関する国・県・近隣市の取組等の情報を収集します。 また、男女共同参画に関する講座等の実施、市職員や企業等に対する情報発信等による情報の周知・啓発を行います。				
指標	市民への男女共同参画に関する情報発信等の回数			現 状 (令和6年度)	10回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	10回	10回	10回	10回	10回

事業名	2. 人権教育の実施(後掲)
事業概要	〇ページに掲載

事業名	3. 人権啓発イベント等の実施(後掲)
事業概要	〇ページに掲載

事業名	4. 家庭における男女共同参画の推進に向けた講座等の実施				
事業概要	固定的性別役割分担意識の解消や家族の協力体制構築を促進するための講座等を実施します。				
指標	家庭における男女共同参画の推進に向けた講座等の実施回数			現 状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回	2回	2回	2回	2回

事業名	5. 就労支援に関する講座等の実施				
事業概要	多くの市民が個性と能力を活かし、多様な働き方により社会参加を行えるよう、就労支援(スキルアップ)に関する講座やセミナー等を実施します。				
指標	就労支援関連講座等の実施回数			現 状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回	2回	2回	2回	2回

事業名	6. ワーク・ライフ・バランス推進啓発				
事業概要	各事業所や個人に対して、ワーク・ライフ・バランス推進に関する講座等の実施や市川市公式 Web サイト等を用いた情報提供等を行います。 また、庁内の関係課が連携し、市職員に対する育児休業や介護休暇等に関する情報提供等を実施します。				
指標	講座等の実施回数			現 状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回	2回	2回	2回	2回

事業名	7. 男女共同参画センター運営事業				
事業概要	男女共同参画センターを活用した地域における男女共同参画の推進のため、貸館等のセンター運営事業を行います。				
指標	(報告)登録団体数			現 状 (令和6年度)	350団体
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

事業名	8. 男女共同参画センター使用団体の活動支援				
事業概要	男女共同参画センター使用団体が開催するイベントについて、市の共催や後援による活動支援を行います。				
指標	(報告)市の共催や後援の回数			現 状 (令和6年度)	回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連1) ファミリー・サポート・センター 【こども施策課】	育児の支援をしたい会員と育児の支援を受けたい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行います。	市川市こども計画
(関連2) 放課後保育クラブ運営 【学校地域連携推進課】	放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を保育するため、よりよい環境づくりを行います。	第4期市川市教育振興基本計画
(関連3) 子育て世帯訪問支援 【こども家庭相談課】	こどもの養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、訪問支援員を派遣して、養育に関する助言、家事・育児支援等を行います。	市川市こども計画

(関連4) 親子つどいの広場 【こども施策課】	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。	市川市こども計画
(関連5) 地域子育て支援センター 【こども施策課】	保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。	市川市こども計画
(関連6) こども食堂への支援 【こども施策課】	食事の提供とともに学習支援や遊び場の提供等を実施し、地域の多様な人々とこどもの交流の場となるこども食堂を運営する団体に対し、運営費等の補助を行うことにより、こどもの居場所づくりを推進します。	市川市こども計画
(関連7) こども館運営 【こども施策課】	児童館等を設置し、遊びの提供を行い乳幼児親子の居場所とするとともに、育児不安解消のための相談・情報提供を行います。また、親子の居場所づくり・仲間づくりのための親子活動、父親の育児参加促進等の支援を行います。	市川市こども計画
(関連8) 病児病後児保育 【こども施策課】	保育園等若しくは病院等に付設された専用スペースや病児保育事業のための専用施設において、病児保育・病後児保育を実施します。	市川市こども計画
(関連9) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育 【指導課】	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をします。	市川市教育振興基本計画
(関連10) 家庭教育学級運営 【学校地域連携推進課】	子育ての中の保護者向けに、家庭教育学級や指導員派遣、個人参加可能な共通講座を通して、様々な学習機会を提供します。子育ての課題解決を支援し、よりよい親子関係を築くことを目指します。	第4期市川市教育振興基本計画
(関連11) 教育相談 【教育センター】	子育て中の保護者が抱えているさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等が面接相談やカウンセリングを行っています。	市川市教育振興基本計画

(関連 12) 家族介護支援 【地域包括支援課】	要介護被保険者等の状態の維持、改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。	第 9 期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連 13) 職員みんなで支え合い計画 (市川市役所次世代育成支援行動計画)の推進 【職員課】	全ての職員が、仕事と生活の時間のバランスを取れるようにするため、「職員みんなで支え合い計画」を推進します。	職員みんなで支え合い計画(市川市役所次世代育成支援行動計画)
(関連 14) 職場におけるハラスメントに関する相談 【職員課 健康管理担当室】	ハラスメントの種類にかかわらず、市職員が相談できる窓口を設置し相談に対応します。	—
(関連 15) 労働相談 【商工課】	賃金、解雇、労働時間、労災等の勤労者や中小企業経営者が抱えている労働に関する相談に社会保険労務士が応じます。	いのちを支えるいちかわ自殺対策計画(第 3 次)
(関連 16) 若年者等就労支援 【商工課】	若年者等が仕事や就職について気軽に相談できる窓口を開設し、職場体験を通して就労への不安を解消できるように支援します。また、求職者と企業とのミスマッチ解消のため、就職面接会を実施します。	・いのちを支えるいちかわ自殺対策計画(第 3 次) ・第 5 期市川市地域福祉計画 ・第 5 次いちかわハートフルプラン
(関連 17) 家族経営協定締結の推進 【農政課】	家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締結に向け働きかけを行います。	—
(関連 18) 障がい者雇用 【人事課、教育総務課】	働く意欲があるもののなかなか就労に結びつかない障がい者を会計年度任用職員として任用します。(最長3年) 障がい者スタッフは業務経験を積みながら、就労課題を克服し、一般企業等への就労を目指します。	・第5次いちかわハートフルプラン 市川市障害者計画 ・第二次市川市障がい者活躍推進計画
(関連 19) 雇用促進奨励金 【商工課】	市内居住の障がい者を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付します。	第 5 次いちかわハートフルプラン

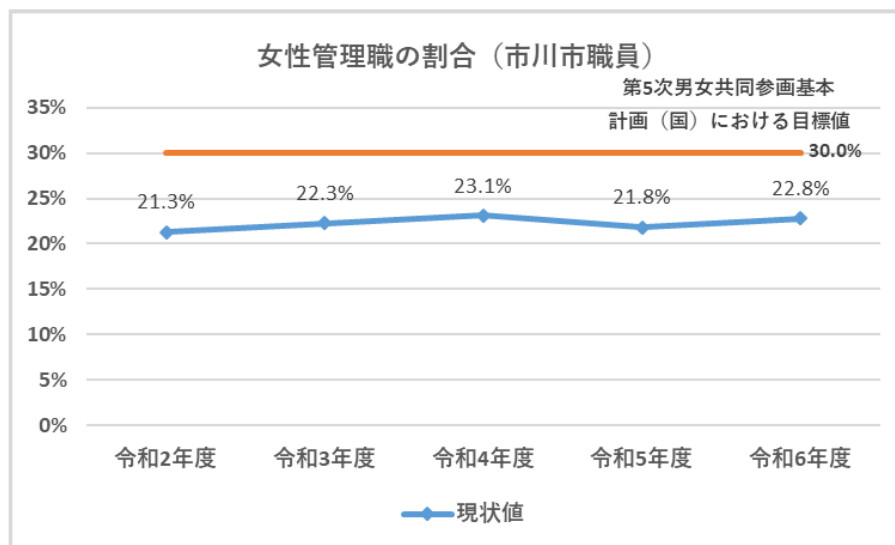
(関連 20) 自治会活動の活性化 【自治振興課】	市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材の活性化を図るため、役員と女性会長との意見交換会を開催します。	—
(関連 21) 公民館での各種講座の実施 【生涯学習振興課】	男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図ります。	第4期市川市教育振興基本計画
(関連 22) いちかわ支え合いネット 【地域共生課】	市内を中心に活動を行っている市民活動団体等の情報や生活支援の情報を掲載します。	—
(関連 23) 地域ケアシステム推進 【地域共生課】	地域住民同士の支え合いとして地域コミュニティの推進を目指すとともに、市内14の地区社会福祉協議会の活動拠点を整備し、相談事業及びサロン事業に対して助成を行い、地域住民の主体的な活動を支援します。	第5期市川市地域福祉計画

●個別課題2 政策・方針決定過程への女性の参画

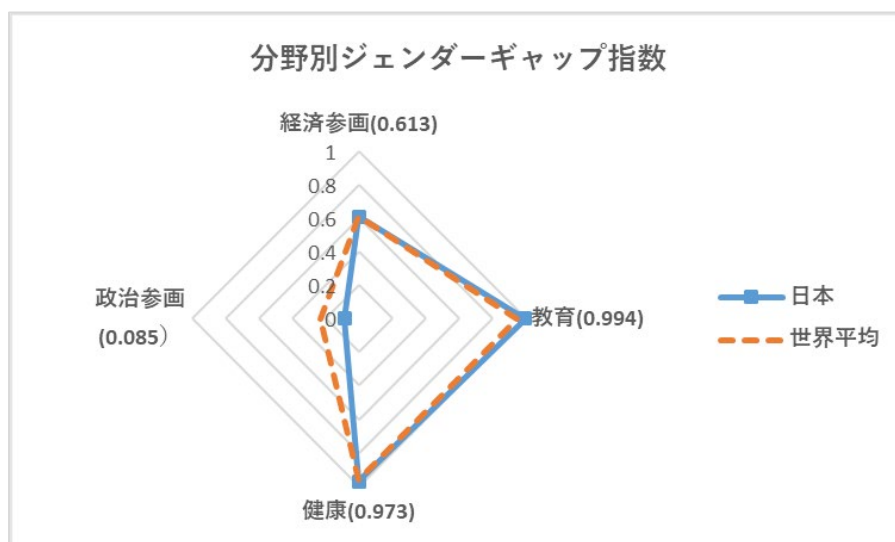
世界経済フォーラムが算出した2025年ジェンダーギャップ指数の日本のスコアは、0.66(118位/148カ国)で、政治参画のスコアはG7の中で最下位でした。

方針決定の段階で様々な視点が加わることで、活力のある多様性に富んだ社会の発展につながります。

多様な意見が反映されるために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。



出典：市川市男女共同参画基本計画 第7次実施計画 年次報告書
市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画 年次報告書



世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2025）」より作成

成果指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
政策・方針決定過程において、男女共同参画が進んでいると思う人の割合		

◇ 施策の方向性

(5)市の政策・方針決定過程への女性参画の促進

・政策・方針決定過程へ女性の意見を反映するため、そのような役割への女性の登用が進むような意識啓発や環境づくりに取組みます。

(6)企業等における女性の活躍促進

・企業等における方針決定過程への女性の参画を促進するため、情報発信や講座等による意識啓発を図ります。

行動指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
各種審議会等における女性委員の割合		
管理職における女性職員の割合		

進行管理事業一覧

事業名	9. 各種審議会等への女性委員の積極的な登用の推進				
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、女性委員割合の少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求めるとともに、ヒアリング調査等を行い、個々の事情を踏まえ、改善に向けた取組を行うことで、女性委員の積極的な登用を促進します。				
指標	附属機関における女性委員割合の調査回数			現 状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	10. 女性職員の管理職登用の促進				
事業概要	政策・方針決定過程に男女がともに参画することで、バランスの取れた行政サービスを提供できるよう、研修を通じて女性職員のキャリア支援を行うとともに、管理職を目指しやすい環境づくりを進めます。				
指標	女性職員向けの研修の実施回数			現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	11. 市職員への男女共同参画に関する研修等の実施				
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かした質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修等を実施します。				
指標	市職員への男女共同参画に関する研修等の実施回数			現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発				
事業概要	○ページ掲載				

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連24) 市女性管理職の職業生活における活躍の推進 【人事課】	女性活躍推進法の成立を受け、市女性職員の職業生活における活躍を推進するため、女性の登用を積極的に行い、仕事と家庭の両立支援や長時間勤務の削減に努めます。	第二次市川市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
(関連25) 女性管理職登用にに向けた参画機会の環境整備 【義務教育課】	学校運営の各分野において、意欲と能力のある女性に機会を提供します。	—
(関連26) 特定創業支援 【商工課】	産業競争力強化法に基づき、地域での創業を促進させるため、関係機関と連携して起業・経営相談や女性起業塾等を実施し、市内での創業支援の取り組みを強化します。	創業支援等事業計画
(関連27) 起業・経営支援 【商工課】	市内の起業予定者や経営者に対して、個別相談やセミナー、女性起業塾を実施し、起業しやすく、また経営の安定化を図ることができる環境づくりを行います。	創業支援等事業計画
(関連28) 選挙啓発出前授業 【選挙管理委員会事務局】	主権者教育を補完するという観点から選挙啓発出前授業を行い、未来の有権者である子どもたちが、政治や選挙の大切さを理解することで、若年層の政治・選挙に対する意識の向上を図ります。	—

●個別課題3 防災・復興における男女共同参画

南海トラフ地震・首都圏直下型地震の30年以内の発生率が80%程度と予想されています。また、近年は台風等による風水害も増加しています。

東日本大震災や令和6年能登半島地震において課題となった避難所運営や復興について、男女がともに検討していくことで、災害時の困難をより軽減させることができます。

市川市では、女性の視点から、災害への備えや災害発生後の避難所運営等について検討するため、「防災女性プロジェクト(BJ☆プロジェクト)」による活動を行っています。

こういった取組みを継続することに加え、自主防災組織や庁内の防災会議といった場において、女性の割合を増やす等、防災・復興における男女共同参画に取り組んでいきます。



BJ☆Information Vol.4 ichikawa **BJ** PROJECT

プライベートテントについて検証しました!!

臨心地のよい避難所生活を目標して・・・☆
私達BJ☆プロジェクトは、災害時に避難所で使用されるプライベートテントについて検証しました。

テント同士が近く「密」になっています。

【通常 version】

屋根がついているテントは更衣室・授乳室となります。

テントごとの区画を開けていきます。

【コロナ対策 version】

車いすを使用する検証

～検証結果～

課題点	改善案
① 同じテントが並ぶため、自分のテントが分かりづらい。	① 通路ごとにカラーやマークを付け、分かりやすくする。
② プライベートテントと授乳室などが隣り合わせのため、レイアウトを案定した方が良いのではないか。	② プライベートテントとは別に設ける。 男性更衣室と女性更衣室は別に設ける。
③ プライベートテント内に、椅子があった方が過ごしやすいのではないか。	③ 学校のパイプ椅子等を活用する。
④ 天井が開放されているため、暑な臭いが広がる可能性がある。	④ アロマや消臭剤を準備する。 常に換気をする。
⑤ 近隣のテントに知らない人がいると不安に思うのではないか。	⑤ 高齢者ゾーンや子供がいるゾーン等、似た環境の家族を集めることで不安を少しでも解消する。

今後も女性の視点を活かして、きめ細やかな防災対策に努めていきます！

成果指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
女性が安心して避難できる環境になっていると思う人の割合		

◇ 施策の方向性

(7)防災・復興における男女共同参画の視点の強化

- ・女性が安心して避難することができる環境を整えるため、避難所運営への女性の視点の反映に努めます。
- ・視野の広い効果的な防災・復興体制を構築するため、防災会議等における女性の割合増加に努めます。

行動指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
防災会議の女性委員の割合		

進行管理事業一覧

事業名	12. 避難所運営等における男女共同参画の視点の反映				
事業概要	防災・復興の現場において男女がともに参画し、安全安心な避難所運営や効果的な防災・復興体制を構築できるよう、女性の視点の反映に取り組みます。				
指標	啓発等の回数			現 状 (令和6年度)	—
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発
事業概要	○ページ掲載

事業名	9. 各種審議会等への女性委員の積極的な登用の推進(再掲)
事業概要	○ページ掲載

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連29) 防災女性プロジェクト (BJ☆プロジェクト) 【危機管理課】	女性の視点から災害への備えや災害発生後の避難所運営及び被災者支援のあり方、復旧対策等に関して検討します。防災関連の講話等で、女性の視点にたった危機管理対策についての啓発活動を行っています。	市川市地域防災計画(震災編)
(関連30) 和洋女子大学との 「防災・減災女性リーダー養成講座」の共催 【地域防災課】	大学が開講する「防災・減災女性リーダー養成講座」に協力し講座を行います。	—
(関連31) 女性消防クラブ活動 【消防局警防課】	一般家庭からの火災を防止し、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された女性消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修、救命講習を通じ、災害時の適正な対応ができるよう支援します。	—
(関連32) 地域における防災リーダーの育成 【地域防災課】	地域防災リーダーの育成を行います	—
(関連33) 小学校区防災拠点協議会の設置推進 【地域防災課】	災害時、現地対応の拠点となる小学校区防災拠点を整備するため、地域住民、関係団体等で組織する小学校区防災拠点協議会の設置を推進します。男女双方の意見を出し合いながら減災に向けた活動を行います。	市川市地域防災計画(震災編)

(関連 34) 防災教育推進 【指導課】	東日本大震災等の教訓を生かすため、3月11日を「防災教育の日」として制定し、防災意識を高めるための教育を推進します。	市川市教育振興基本計画
(関連 35) 外国人等の要配慮者への対策 【地域防災課】	日本語を十分に理解できない外国人(訪日外国人旅行者含む。)に対し、災害時における安否確認や避難誘導策が円滑に行われるよう、避難案内板の整備や外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施等の対策を行います。	市川市地域防災計画(震災編)

基本目標Ⅱ 暴力で苦しむことのない社会の実現

男女共同参画社会の実現には、暴力のない安全安心な生活の基盤を整え、一人ひとりが力を発揮できるようにすることが不可欠となります。

そのためには、いかなる暴力も許さない社会づくり等の予防的な面と、被害者等の支援の面との両方からの対策・支援が必要です。

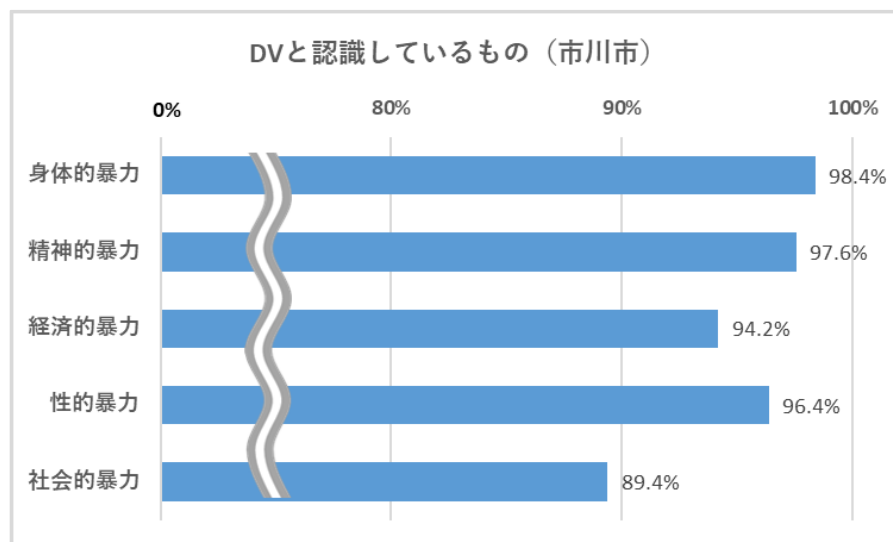
すべての人が暴力で苦しむことのない社会を目指し、暴力防止に向けた意識啓発や被害者等への相談支援等を実施してまいります。

●個別課題4 暴力を許さない社会の実現

市民アンケートにおいて、「どのような暴力をDVと認識するか」について質問したところ、「身体的暴力」は98.4%であったのに対し、「社会的暴力」は89.4%にとどまるなど、DVに対する認識にばらつきがありました。

男女ともに正しい知識を身につけ、これまで無自覚であったDV被害やDV加害について認識することは、暴力による苦しみを根絶することにつながります。

DV防止に向けた啓発活動を行う等、暴力を許さない社会の実現を目指します。



出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

成果指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合		

◇ 施策の方向性

(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり

・暴力を許さない意識の醸成や無意識による暴力を防止するため、講座等の開催により、正しい知識の周知・啓発を行います。

行動指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力を DV と思う人の割合		
DV を受けたことのある人の割合		

進行管理事業一覧

事業名	13. DV根絶に向けた啓発活動				
事業概要	「女性に対する暴力をなくす運動(内閣府)」に併せた取組として、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけます。様々な世代に向けた講座の開催等によりDV防止の啓発を行います。				
指標	講座等啓発の回数			現状 (令和6年度)	8回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	8回	8回	8回	8回	8回

事業名	14. デートDV、ストーカの予防啓発				
事業概要	教育委員会や学校と連携し、生徒や学校の教職員を対象に、デートDVやストーカの予防啓発に取り組みます。				
指標	啓発等の回数			現 状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	15. DVと児童虐待の関連性に関する周知・啓発				
事業概要	児童虐待関係部署と協働・連携し、講座等の取組を行います。				
指標	啓発等の回数			現 状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	16. 犯罪被害者等支援に関する啓発				
事業概要	犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害の防止の重要性について、市民等の理解を深めることができるよう、啓発活動等を講じます。				
指標	啓発等の回数			現 状 (令和6年度)	—
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	2. 人権教育の実施(後掲)				
事業概要	○ページ掲載				

事業名	3. 人権啓発イベント等の実施(後掲)
事業概要	○ページ掲載

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連36) 青少年有害図書の地域での見回り 【教育センター】	市川市少年補導員によるパトロール等の活動の際に、書店等における有害と思われるチラシ・ポスターの撤去依頼を行います。	市川市教育振興基本計画
(関連37) 妊婦等包括相談支援 【こども家庭相談課】	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	市川市こども計画
(関連38) 要保護児童への支援 【こども家庭相談課】	要保護児童等へ適切な支援を実施するため、課題や関係機関の情報を共有し、支援内容の協議や進行管理を行うなどして連携強化を図ります。	市川市こども計画

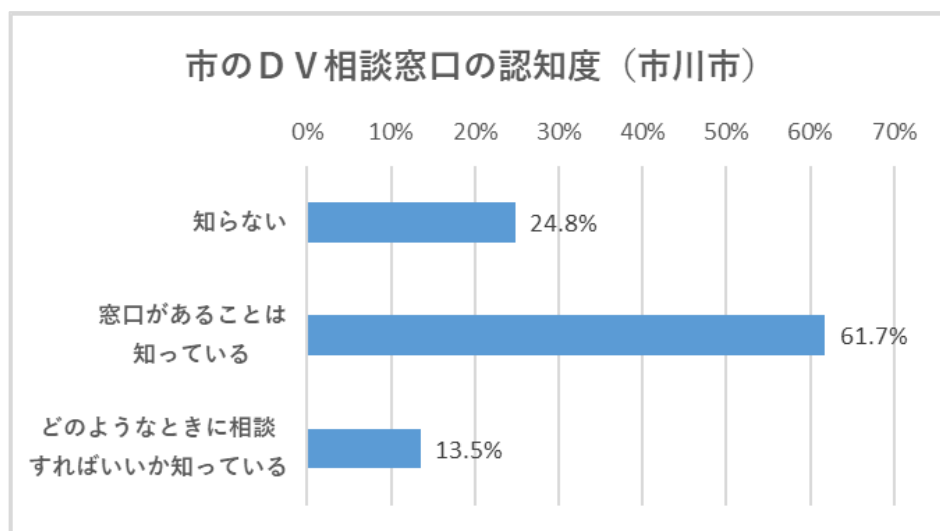
●個別課題5 被害者等支援の充実

ライフスタイルの変化や社会状況の変化に伴い、女性の悩みや困りごとが多岐にわたっています。女性のための相談窓口を開設し、相談者自らが解決方法を見つけられるよう支援します。

「どのようなときにDV相談窓口相談すればいいか知っている」と回答した方は、1割程度となっています。

DV相談窓口や支援機関についての認知が広がることは、困っている方の早期の発見や適切な支援につながります。

女性のためのあらゆる相談で悩みに寄り添うとともに、窓口の周知を行うほか、相談員の質を確保するため、定期的な研修の実施等、支援の充実を図ります。



出典：令和6年度DVに関する市民アンケート

成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
暴力を受けた時、どこに相談すればよいか知っている人の割合		

◇ 施策の方向性

(9)被害者等支援と相談業務体制の充実

- ・被害者等が暴力の苦しみから解放されるよう、各種支援を行います。
- ・被害者等が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知を行います。
- ・質の高い被害者等支援を目指し、担当職員のスキルアップや適正な制度の運用に努めます。

(10)関係機関・関係部署との連携

- ・各種制度を効果的に活用するため、関係機関や関係部署との日常的な連携や情報共有に努めます。
- ・円滑な被害者等支援につなげるため、関係機関が集まる会議を実施し、連携強化を図ります。

行動指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
DV を受けたことのある人のうち、窓口相談をした人の割合		

進行管理事業一覧

事業名	17. 女性相談支援				
事業概要	市内にいる女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、問題解決に向けた相談に対応します。必要に応じ、生活再建に向けた訪問・同行支援を行います。				
指標	(報告)女性相談の新規相談件数			現状 (令和6年度)	304件
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

事業名	18. 女性弁護士による無料法律相談				
事業概要	別居や離婚などにおける法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料の法律相談を実施します。				
指標	(報告)無料法律相談の利用件数			現状 (令和6年度)	51回 (開設回数)
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

事業名	19. 犯罪被害者等への支援				
事業概要	犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、見舞金の支給等を行います。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。				
指標	(報告)犯罪被害者等の相談件数			現状 (令和6年度)	—
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

事業名	20. 緊急一時保護対応				
事業概要	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者及び同伴者の一時保護にかかる支援を行います。				
指標	(報告)緊急一時保護の対応件数			現状 (令和6年度)	7件 (避難件数)
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

事業名	21. DV相談証明書等の発行と保護命令申し立てにおける助言等の支援				
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。 また、保護命令の申し立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。				
指標	(報告)DV相談証明書の発行件数			現 状 (令和6年度)	333件
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

事業名	22. 相談窓口の周知活動				
事業概要	相談窓口の周知のため、案内チラシやカードを関係部署の窓口等に設置します。また、外国人への周知として、5ヶ国語(英語・中国語・スペイン語・ベトナム語・韓国語)に対応した案内チラシカードを配布します。				
指標	設置箇所数			現 状 (令和6年度)	79箇所
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	80箇所	80箇所	81箇所	81箇所	82箇所

事業名	23. ケース検討会議の実施				
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。				
指標	会議実施回数			現 状 (令和6年度)	48回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	48回	48回	48回	48回	48回

事業名	24. スキルアップのための研修への参加・実施				
事業概要	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、各種制度の理解など、担当職員が国や県等の研修等に積極的に参加し、スキルアップを図ります。 また、相談対応時の基本的態度や心得、困難事例への対応方法、対応職員のセルフケアなど、状況に合わせた研修を実施し、関係機関や関係部署にも参加を促します。				
指標	研修の受講回数			現 状 (令和6年度)	10回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	10回	10回	10回	10回	10回

事業名	25. 相談者の転入出にかかる自治体等との情報連携				
事業概要	継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその家族の状況に応じ、居住する自治体等と情報連携を行います。				
指標	(報告)相談者別関係機関実件数			現 状 (令和6年度)	箇所
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	—	—	—	—	—

事業名	26. 関係機関・関係部署との連携と情報発信				
事業概要	DV被害者がスムーズに生活再建できるよう、必要に応じて情報連携を行います。また、関係機関等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。 DV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう関係部署の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるよう啓発を実施します。				
指標	情報発信の回数			現 状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	27. 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議等の実施				
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワークの代表者会議を開催し、情報の共有化を図ることで組織間の連携を強化します。 また、DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告及びその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。				
指標	会議回数			現状 (令和6年度)	各1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	各1回	各1回	各1回	各1回	各1回

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連39) 利用者支援 (こども家庭センター型) 【こども家庭相談課】	母子保健と児童福祉の一体的な相談・支援、児童虐待の通告窓口としての相談対応、情報提供や関係機関への連絡調整等を行い、ニーズに応じた支援内容を提供します。	市川市こども計画
(関連40) 障害者虐待防止対策支援 【障がい者支援課】	障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。	第5次いちかわハートフルプラン
(関連41) 高齢者等総合相談 【地域包括支援課】	高齢者虐待、成年後見制度利用促進等に関する相談を行います。	第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連42) 権利擁護 【地域包括支援課】	高齢者虐待防止と養護者支援のための高齢者虐待の防止に関する会議を開催します。 その他に、弁護士、精神科医による相談事業も実施します。	第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現

男女間の性差や年齢、国籍、性的指向・性自認、障がい、貧困などを理由に、社会的困難に直面する例が多くあります。

すべての人の人権が尊重され、多様な個性を認め合うことは、一人ひとりが力を発揮できるいきいきとした生活には不可欠です。

また、心身ともに健康な状態を保つことは、男女ともに様々な場面で活躍することにつながります。

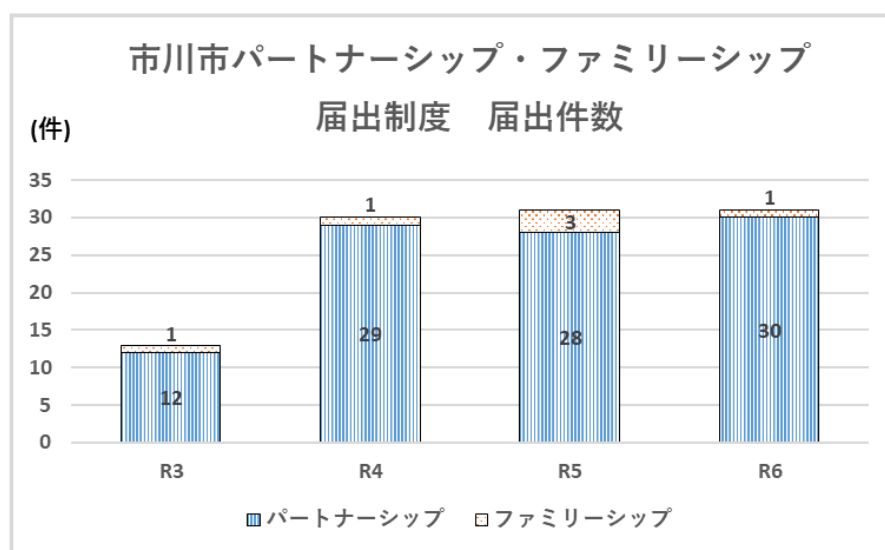
このようなすべての人がいきいきと暮らせる社会の実現を目標とし、各種取組みや関係機関との連携に努めてまいります。

●個別課題6 多様性を認め合う社会の実現

性別を問わず、パートナーシップの関係にあることを届け出ることのできる「パートナーシップ制度」を導入している自治体は、2025年5月末現在、全国で500を超えています。

一人ひとりが多様性を認め合うことができれば、あらゆる人が暮らしやすさを感じることにつながります。

LGBTQ+の方をはじめ、外国人、高齢者、子ども、障がい者等、すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現に向け、取り組みを進めます。



出典：市川市ダイバーシティ推進課 届出件数集計表

成果指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
市川市はすべての人が安心して暮らせる街だと考える人の割合		

◇ 施策の方向性

(11)ダイバーシティに関する理解促進

- ・すべての人がいきいきと生活できるよう、多様な立場への理解を促進する講座を実施します。
- ・人の結びつきの様々な形を後押しするため、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を運用します。

(12)人権の視点からの教育の推進

- ・すべての人が尊重される社会を実現するため、市民等の人権意識の啓発につながるイベント等を実施します。

行動指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
パートナーシップ届出件数		
LGBTQ+への理解が深まったと回答した講座受講者の割合		

進行管理事業一覧

事業名	28. LGBTQ+に関する理解促進				
事業概要	LGBTQ+に対する理解不足や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、LGBTQ+に関する正しい情報の提供や理解促進のための啓発を行います。				
指標	啓発活動の回数			現状 (令和6年度)	6回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	6回	6回	6回	6回	6回

事業名	29. 市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運営				
事業概要	すべての人の人権が尊重され、性自認や性的指向に関わらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運営を行います。				
指標	周知回数			現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	30. 多様性に配慮した表現の促進				
事業概要	一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合う社会を実現するため、発行物等における性にとらわれない表現を促進します。				
指標	多様性に配慮した表現に関する情報発信の回数			現状 (令和6年度)	—
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回	1回	1回	1回	1回

事業名	2. 人権教育の実施				
事業概要	人権擁護委員と連携し、主に未就学児から中学生の人権意識の高揚を図るため、幼稚園や小学校(人権教室)、中学校(人権講演会)における人権啓発活動を実施します。				
指標	人権教室の実施校数			現 状 (令和6年度)	39校
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	39校	39校	39校	39校	39校

事業名	3. 人権啓発イベント等の実施				
事業概要	イベントの実施や市広報紙等による情報発信により、人権尊重思想の普及・高揚に取り組みます。				
指標	人権啓発イベント等の実施回数			現 状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回	2回	2回	2回	2回

関連事業一覧

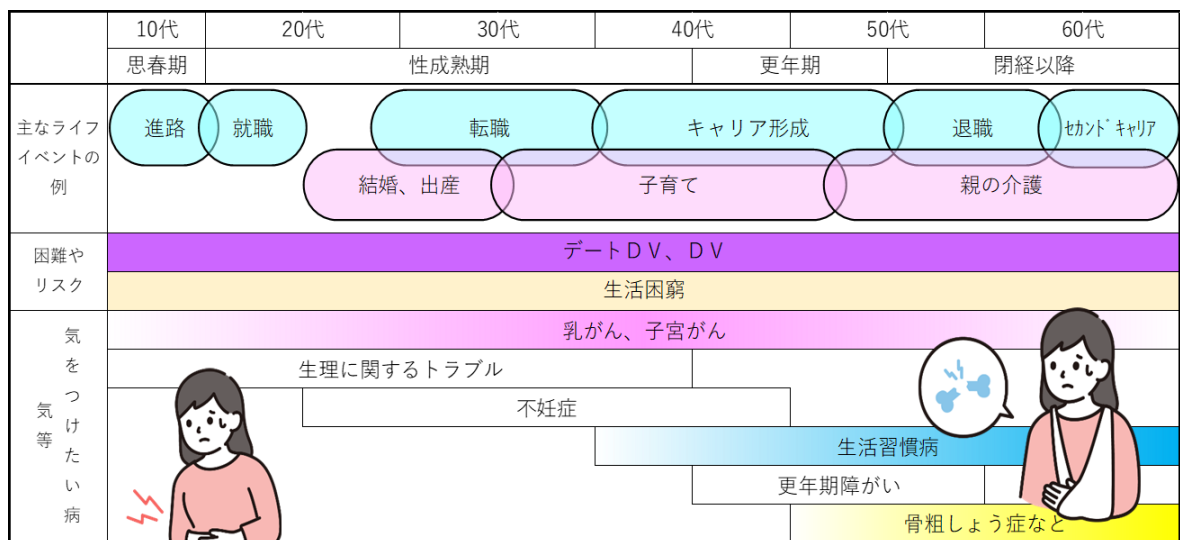
事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連 43) 多文化共生推進 【国際交流課】	こどもたちの異文化理解を促進するため、市内小学校において多文化共生出前講座を行います。また、在住外国人への日本語学習支援強化のため、日本語ボランティア講師向けの研修を行います。	－
(関連 44) 海外都市交流 【国際交流課】	姉妹・友好都市及びパートナーシティとの間における市民や青少年同士の交流を深めるため、各都市との様々な交流事業を行います。	－
(関連 45) 国際理解教育の推進 【指導課】	国際社会においてグローバルな視点に立って、主体的に行動するために必要な態度や能力を育むため、異文化理解等を学ぶ学習機会の充実を図ります。	市川市教育振興基本計画

(関連46) 青少年教育国際交流 【指導課】	本市の中学生が海外交流を通して、改めて日本や郷土市川の伝統と文化を学ぶ機会の充実を図るとともに、他国を尊重し、異なる文化を持つ人々と理解し合い、地域でも国際社会でも活躍できる青少年を育成します。	
(関連47) 世代間交流 【学校地域連携推進課】	子どもたちの健全育成・コミュニティ作り・生涯学習社会の創造を目的とし、ボランティアで組織された 16 学校区の実行委員会と委託契約を結び、遊びを通した子どもたちとの主体的な関わりによる活動や交流を図ります。	市川市教育振興基本計画
(関連48) 障がい者に関する理解促進 研修・啓発 【障がい者支援課】	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めることのできる研修・啓発を行います。	第5次いちかわハートフルプラン

●個別課題7 健やかな生活が続けることができる社会の実現

健やかな生活を送るために必要なことの1つは、性差に応じた的確な保健・医療を享受できる環境を整えることです。ライフステージに沿って心身や環境に様々な変化が起こりうる女性に対し、各段階での適切な支援を行います。

また、女性は、性差に起因する困難な問題に直面することがあります。困難な問題を抱える女性について、既存の支援である女性相談や市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)等の事業を活用し、様々な機関と連携しながら支援を行っていきます。



成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
心身ともに健康と感じている人の割合		

◇ 施策の方向性

(13)生活上の困難への支援の充実

・性差に起因する困難な問題を抱える女性について、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、相談業務や法律相談の実施により支援します。

(14)生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

・男女ともに継続して活躍することができるよう、健康に関する意識啓発や情報提供を行います。

行動指標

内容	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和12年度)
自殺死亡率(人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数)		
健康寿命		

進管理事業一覧

事業名	17. 女性相談支援(再掲)
事業概要	○ページに掲載

事業名	18. 女性弁護士による無料法律相談(再掲)
事業概要	○ページに掲載

事業名	19. 犯罪被害者等への支援(再掲)
事業概要	○ページに掲載

事業名	26. 関係機関・関係部署との連携と情報発信(再掲)
事業概要	○ページに掲載

関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連49) 民事相談 【総合市民相談課】	市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をします。	—
(関連 50) 外国人相談窓口 【国際交流課】	外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。	—
(関連 51) 通訳・翻訳ボランティアによる活動 【国際交流課】	在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図ります。	—
(関連 52) 多機関協働 【地域共生課】	複雑化・複合化した課題について、調整役を担い、支援関係機関の役割の分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定等を行います。また、支援の進捗状況等の把握や必要に応じた相談支援機関専門職への助言等を行います。	第5期市川市地域福祉計画
(関連 53) 生活困窮支援 【地域共生課】	生活困窮者等が自立した生活を送れるよう、自立相談支援機関にて、離職や収入の減少により住居を喪失するおそれのある方を対象に賃貸住宅の家賃を支給する住居確保給付金の申請受付など、各種相談・支援を実施します。	第5期市川市地域福祉計画
(関連 54) 高齢者サポートセンター (地域包括支援センター) 【地域包括支援課】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師などの専門職が健康や介護の相談など、様々な面から支援を行います。	第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連55) 認知症サポーター等養成 【地域包括支援課】	認知症の人を正しく理解した認知症の人への応援者である認知症サポーターを養成する講座への参加を地域住民等に広く呼びかけます。また、高齢者と接する様々な職場や小中学校での開催を強化し、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。	第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(関連56) 地域見守り活動に関する協定 【地域包括支援課】	孤立死・孤独死等を未然に防止することを目的として、平成25年11月に各種民間事業所と取り交わした「市川市地域見守り活動に関する協定書」に基づき、事業者より通報があった場合に安否確認を行います。	第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連57) 障害者相談支援 【障がい者支援課】	障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、障がい者の福祉サービス利用や権利擁護に関する支援を行います。	第5次いちかわハートフルプラン
(関連58) ひとり親相談 【子育て給付課】	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた支援を行います。	
(関連59) 産後ケア 【こども家庭相談課】	利用者の状況や希望に合わせ、母親の身体的ケアや授乳の指導、心理的ケア、育児手技等の具体的指導や相談、休息等の産後ケア(宿泊型・デイサービス型・訪問型)を実施します。	市川市こども計画
(関連60) ひとり親世帯に対する市営住宅の加点措置 【市営住宅課】	経済的な負担の大きいひとり親が市営住宅に応募した場合、加点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行います。	—
(関連61) 母子・父子自立支援プログラム策定 【子育て給付課】	児童扶養手当受給者等が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを策定し、自立を支援します。	
(関連62) 健康相談 【保健センター 健康支援課】	電話及び所内面接により、ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。	市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第2次)
(関連63) 自殺対策 【保健センター 健康支援課】	本市の自殺・自殺未遂の実態に応じた効果的な自殺対策を展開し、自殺者数・自殺未遂者数の減少を図ります。また、相談対応、研修や講座開催などにより、こころの健康に関する知識の普及・啓発を図ります。	いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次)

(関連 64) 乳幼児期における健康教育 および育児相談 【こども家庭相談課】	妊娠期から子育て期にわたる健康教育および 育児相談を実施することにより、保護者が見通 しを持った育児を実施することで、育児不安の 軽減につなげます。	・市川市こども計 画 ・市川市健康増進 計画 健康いちか わ21(第3次)※ R8 開始予定
(関連65) 乳児家庭全戸訪問 【こども家庭相談課】	出生連絡票をもとに、新生児及び1～2か月児 のいる家庭への全戸訪問を実施し、個別ある いは家庭のニーズに応じた相談・支援を行いま す。	市川市こども計画 市川市健康増進計 画 健康いちかわ 21(第3次)※R8 開始予定
(関連66) 特定健康診査等の実施 【保健センター健康支援課】	各種がん検診や肝炎ウイルス検診を実施しま す。また、40歳以上の国民健康保険被保険者 に対し特定健康診査、千葉県後期高齢者医療 被保険者及び40歳以上の生活保護受給者に 対し特定健康診査に準ずる健康診査を実施し ます。	市川市健康増進計 画 健康いちかわ 21(第2次)
(関連67) 生涯スポーツイベントの充 実 【スポーツ推進課】	現在行われている「みんなでスポーツ」、「ラグ ビーフェスティバル」、「ツデーマーチ」といっ たイベントのPRの促進や内容を充実させ、参 加者の増加を図ります。	第2期市川市スポ ーツ推進計画

5 成果指標一覧

<成果指標>

基本目標 I あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現			
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年●月)	目標値 (令和12年)
1. 理想のライフスタイルの実現 または ワーク・ライフ・バランスの実現	理想のライフスタイルで生活を送れていると思う人の割合 または バランスの取れた生活を送れていると思う人の割合	%	%
2. 政策・方針決定過程への女性の参画	政策・方針決定過程において、男女共同参画が進んでいると思う人の割合	%	%
3. 防災・復興における男女共同参画	女性が安心して避難できる環境になっていると思う人の割合	%	%
基本目標 II 暴力で苦しむことのない社会の実現			
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年●月)	目標値 (令和12年)
4. 暴力を許さない社会の実現	いかなる理由があっても暴力は許されないものだと思える人の割合	%	%
5. 被害者等支援の充実	暴力を受けた時、どこに相談すればよいか知っている人の割合	%	%
基本目標 III すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現			
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年●月)	目標値 (令和12年)
6. 多様性を認め合う社会の実現	市川市はすべての人が安心して暮らせる街だと思える人の割合	%	%
7. 健やかな生活が続けることができる社会の実現	心身ともに健康と感じている人の割合	%	%

<行動指標>

個別課題 1. 理想のライフスタイルの実現			
施策の方向性	対応する指標	現状値 (令和7年●月)	目標値 (令和12年)
(1)男女共同参画に関連する意識の醸成	・男女共同参画に関連する講座やイベント等において内容の理解ができた人の割合	・ %	・ %
(2)家庭生活における男女共同参画の促進	・夫は外で働き、妻は家を守る方が良いと考える人の割合	・ %	・ %
(3)働く場における男女共同参画の促進	・「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した取得対象となる市の男性職員の割合	・ %	・ %
(4)地域における男女共同参画の促進	・「年次休暇」の取得が、10日以上市の職員の割合	・ %	・ %
個別課題 2. 政策・方針決定過程への女性の参画			
(5)市の政策・方針決定過程への女性参画の促進	・各種審議会等における女性委員の割合	・ %	・ %
(6)企業等における女性の活躍促進	・管理職における女性職員の割合	・ %	・ %
個別課題 3. 防災・復興における男女共同参画			
(7)防災・復興における男女共同参画の視点の強化	・防災会議の女性の割合	・ %	・ %
個別課題 4. 暴力を許さない社会の実現			
施策の方向性	対応する指標	現状値 (令和7年●月)	目標値 (令和12年)
(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり	・身体的(精神、金銭、性、社会)な暴力をDVと思う人の割合	・ %	・ %
	・DVを受けたことのある人の割合	・ %	・ %
個別課題 5. 被害者等支援の充実			
(9)被害者等支援と相談業務体制の充実	・DVを受けたことのある人のうち窓口相談をした人の割合	・ %	・ %
(10)関係機関・関係部署との連携			
個別課題 6. 多様性を認め合う社会の実現			
施策の方向性	対応する指標	現状値 (令和7年●月)	目標値 (令和12年)
(11)ダイバーシティに関する理解促進	・パートナーシップ・ファミリーシップ届出件数	件	・ 件
(12)人権の視点からの教育の推進	・LGBTQ+への理解が深まったと回答した講座受講者の割合	・ %	・ %
個別課題 7. 健やかな生活を続けることができる社会の実現			
(13)生活上の困難への支援の充実	・自殺死亡 ※ 人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数	・	・
(14)生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供	・健康寿命	・ 歳	・ 歳

委員の皆さまからのご提案・ご意見

1. 個別課題 1 の表現について

個別課題1

「理想のライフスタイル」の実現 と 「ワーク・ライフ・バランス」の実現

上記、個別課題 1 の表現について、様々なご意見をいただきましたので、審議会内で意見交換をさせていただき、再度 事務局で検討したいと思います。

ご意見①

- ・「ワーク・ライフ・バランス」という表現について
「理想のライフスタイルの実現」のほうがよいと思いますが、「理想」を「希望」「希望する」にするとよいかもしれません。

ご意見②

- ・施策の方向性に「働く場」「家庭」「地域」とあるので、それらを網羅する「1. 理想のライフスタイルの実現」がいいと思います。

ご意見③

- ・「ワーク・ライフ・バランス」よりは「理想のライフスタイル」のほうがワークやライフにとらわれず広義の意味も含み良いかと思いました。「理想＝優雅な生活」という意味にも捉えられるのではと言う懸念点につきまして、「望むライフスタイル」という表現を提案いたします。「望む」であれば、憧れよりもひとりひとりの希望という意味合いが強いかと思います。

ご意見④

- ・理想のライフスタイルの理想の意味をそこまで読み取れるか懸念があります。例えば、「自分らしいライフスタイルの実現」はいかがでしょうか。また、ワーク・ライフ・バランスのライフには本来、家事・育児、介護などだけでなく、趣味や自己啓発も含まれます。「ワーク・ライフ・バランスの実現」でも良いように思いました。

ご意見⑤

・ワーク・ライフ・バランス（理想のライフスタイル）の実現 としては？

理由①人間にとって「ワーク」は重要なもの。これを通してのライフと考えます。②種々多様な個々人がいる中で、「理想のライフスタイル」は抽象的で具体的な響きには遠い気がします。

ご意見⑥

・Ⅰ 個別課題1「ワーク・ライフ・バランス」を「理想のライフスタイル」とする件について。趣旨は理解しますが、「理想のライフスタイル」とするのは抽象的すぎるかと思います。「ワーク・ライフ・バランス」という言葉のほうが分かりやすく人口に膾炙（かいしゃ）していると思いますので個人的には推したいと思います。内閣府の「ワーク・ライフ・バランス」の定義にも、地域生活へにも言及し、ライフステージに応じて異なる（変化する）ということも含んだものになっていますので、注（用語説明）をつける形で理解を求めればいいのではないのでしょうか。／「理想のライフスタイル」が「優雅な生活」とイメージされることの代案としては、「希望するライフスタイル」という形もあるかと思います。

委員の皆さまからのご提案・ご意見（２）

下記１～８のご意見については、今回提示いたします案に反映いたしました。

No	該当項目	ご提案・ご意見	対応
1	I	個別課題の順番の入れ替えについて ・賛成です、良いと思います。 ・基本目標1に係る個別課題の並び順は、これでいいと思います	反対のご意見等はなかったため、本提案のままの体系図で進めています。
2	I-1 (1)	事業2「人権教室等の実施」は、「人権教育等の実施」はいかがでしょう。	事業2の「人権教室」を「人権教育の実施」に変更します。 事業概要の説明において人権教室、人権講演会の名称を入れることとします。
3	I-1 (1)	意識の醸成について、「無意識の思い込み・先入観」は、キーワードになると思います。	施策の方向性の説明に反映します(アンコンシャスバイアス)。
4	I-1 (2)	家庭生活における男女共同参画の促進に対応する指標が必要かと思います。 「配偶者出産休暇または「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した～」では出産後のみに限定されます。例えばアンケートにて家庭生活における男女共同参画が進んでいると思うかの項目追加、関連するイベントでの男女参加割合などが考えられます。	家庭内の男女共同参画の考え方におけるアンケートとして、経年で調査している「夫は外で働き、妻は家を守る方が良い」を行動指標として設定しました。
5	I-1 (3)	具体的なイメージを作ることが難しいので、「(仕事のための)スキルアップの情報提供」など、あってもよい。	事業概要の説明に反映します(スキルアップ)。
6	I-2 (3)	「年次休暇」の取得が、5日未満の市職員の人数、という指標ですが、理想のライフスタイル(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けてという意味でしたらこちらは「5日以上」ではないでしょうか？(私の理解不足でしたら申し訳ございません)	担当課の計画において定めている「10日以上年次休暇を取得した正規職員の割合」を行動指標として設定しました。

No	該当 項目	ご提案・ご意見	対応
7	I-3 (7)	事業 12「現場」というのは分かりにくいので、別の表現がないかと思います。進行政管理事業として、マニュアルの整備だけではなく、実際に防災の基盤となる地域防災会議(≒自治会)の女性割合を高めるなども必要なことと感じます。	事業 12 の「 <u>現場</u> 」を「 <u>避難所運営等</u> 」に変更します。 市川市では「小学校区防災拠点協議会」といっていますが、その協議会の女性割合を高めることも必要なことは認識していますので、内部の会議・関係課への働きかけとともに、小学校区防災拠点協議会の女性割合への取組などを行っていきます。
8	Ⅲ-6	「性にとらわれない表現の促進」に、年齢・障がい・国籍を入れるのはどうか。	事業 30 の「 <u>性にとらわれない</u> 」を「 <u>多様性に配慮した表現の促進</u> 」に変更します。 市川市で策定している「多様性を尊重する社会を推進するための指針」の利用促進等を行います。また、他課等からの相談にも対応します。

事務局からの修正案

No	該当 項目	該当箇所 修正理由	修正内容
1	Ⅱ-5 (9)	事業 24 担当職員のスキルアップのための研修への参加・実施 研修への参加・実施は、担当職員だけではなく、関係機関や関係部署にも該当すると考えた。	事業 24「 <u>担当職員</u> 」を削除し、「____スキルアップのための研修への参加・実施」に変更します。
2	I-1	行動指標 「講座やイベント等において内容の理解ができた人の割合」 対象となる講座等がわからないため、文言の追加が必要と考えた。	行動指標 「____講座やイベント等において」を「 <u>男女共同参画に関連する講座やイベント等</u> において内容の理解ができた人の割合」に変更します。

委員の皆さまからのご提案・ご意見（３）

下記１～１０について、今回の提案する計画案の内容には反映を見送っております。（現案の中で対応可能なものを含みます。）

審議会当日に事務局から詳細をご説明させていただきます。

No	該当項目	ご提案・ご意見
1	その他	アンケート調査ですが、現行オンライン申請システム LoGo フォームかと思います。こちらに回答される年代が 50 代、60 代で半数以上ということで、ウィズプランにおいても子育てや働き方、DV 被害、ダイバーシティに伴う活動に多く関わってくる 20 代、30 代、40 代の声をもっと集められると良いかと思います。
2	I-2 (6)	企業等における女性の活躍推進の具体的な事業が不足しているように思われます。市内企業への働きかけなどで可能なことはないでしょうか。
3	II	加害者対象の教育プログラムもあるとよいと思います。
4	II-5 (9)	16「女性相談支援」は、男性の DV 被害者も対象であれば、「DV 相談支援」はいかがでしょう。
5	II-5 (10)	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議等の実施 下線部抜いてはいかがか。
6	III	すべての人(市民)がいきいきと暮らせる社会(市川市)の実現
7	III-6	多様性を認め合う社会の実現と個別課題で設定しているにもかかわらず、28、29、30でLGBTQ+(マイノリティ)に関するのみであることに違和感を少し感じました。外国人に関することは含まれないのでしょうか。横の関連事業には外国人に関するものが載っています。
8	III-7 (13)	対応する指標 として、「ひとり親家庭(母子家庭)の貧困率」を追加してはいかがでしょう。
9	III-7	II 個別課題4か、III 個別課題6か、いずれでも構いませんが、「リプロダクティブヘルス・ライツ」に関する事業があればと思います。性加害・性被害、望まない妊娠⇒虐待リスクなどは、ジェンダー課題「包括的性教育の推進」など事業化できると嬉しいのですが。
10	III-7 (14)	進行管理事業に反映されていないように感じます。雇用労働者が増えて法定健康診断でカバーされるようになっていっているとはいえ、女性の健康問題というものはあるように思います。乳がん・子宮がん検診の受診率などを成果指標に、女性の健康問題への対策を事業化してほしいと思います。

基本目標Ⅰ あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現				
	施策の方向性	対応する指標	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)
1	(1)男女共同参画に関連する意識の醸成	・男女共同参画に関連する講座やイベント等において内容の理解ができた人の割合	・ %	・ %
	(2)家庭生活における男女共同参画の促進	・「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合	・ %	・ %
	(3)働く場における男女共同参画の促進	・「年次休暇」の取得が、10日以上の市職員の割合	・ %	・ %
	(4)地域における男女共同参画の促進	・「夫は外で働き、妻は家を守る方が良い」と答えた人の割合	・ %	・ %
2	(5)市の政策・方針決定過程への女性参画の促進	・各種審議会等における女性委員の割合	・ %	・ %
	(6)企業等における女性の活躍促進	・管理職における女性職員の割合	・ %	・ %
3	(7)防災・復興における男女共同参画の視点の強化	・防災会議の女性の割合	・ %	・ %
基本目標Ⅱ 暴力で苦しむことのない社会の実現				
	施策の方向性	対応する指標	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)
4	(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり	・身体的(精神、金銭、性、社会)な暴力をDVと思う人の割合	・ %	・ %
		・DVを受けたことのある人の割合	・ %	・ %
5	(9)被害者等支援と相談業務体制の充実	・DVを受けたことのある人のうち窓口相談をした人の割合	・ %	・ %
	(10)関係機関・関係部署との連携			
基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現				
	施策の方向性	対応する指標	現状値 (令和7年)	目標値 (令和12年)
6	(11)ダイバーシティに関する理解促進	・パートナーシップ・ファミリーシップ届出件数	・ 件	・ 件
	(12)人権の視点からの教育の推進	・LGBTQ+への理解が深まったと回答した講座受講者の割合	・ %	・ %
7	(13)生活上の困難への支援の充実	・自殺死亡率 ※人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数	・ 歳	・ 歳
	(14)生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供	・健康寿命		

市川市 ウィズプラン 進行管理事業一覧（修正案）

基本目標

個別課題

施策の方向性

進行管理事業 30

修正後

